よくなる 国民年金制度

支払総額一三億円

福祉年金は七十才以上の人に支給される老令福祉年金、母子家庭、身体障害者（一級）にそれぞれ支給される母子福祉年金、障害福祉年金がありそれぞれ昭和三四年から拠出年金へのつなぎまたはおぎないとして生れたものであって、県下で約一三億円が一年間に支払われ、その受給者も九〇、〇〇〇人をこえている。国民年金はもともとこの福祉年金と拠出年金から成立っており拠出年金が国民年金の中心であるから、拠出年金が前国会の改正法で夫婦月一万円となったのでこれが県下に支給される年金額は、本格的に年金が支給され始めると、年に実に一〇〇億円以上の年金が支払われることになりいわば大きな産業が県に生れたことと同じであり、「年金産業」とよんでもおかしくないであろう。しかも、福祉年金は無拠出であるから二四万以上の所得がある人や、扶養親族等五人で六七万円以上の所得が扶養義務者にある場合支給制限があるが拠出制の年金にはこの制限がない。

国民年金の加入者は、強制加入者（二十才から五四才までの他の公的年金制度に加入していないもの）と任意加入者（公的年金制度の妻など）とがあり、四五九、八八二人であるが、福祉年金も拠出年金も市町村が窓口となっている。福祉年金は市町村から県国民年金課に請求書が進達され、県国民年金課で裁定して知事名で国民年金証書を作成、年に三回（一月、五、九月）郵便局の窓口から支払われている。拠出年金は市町村が同じように窓口となっている。いっぽう熊本、八代、本渡、玉名の四社会保険事務所がありこの四事務所で市町村の事務を指導監督している。国民年金法によって事務全般が知事に機関委任されており、加入とか保険料収納の仕事は市町村に機関委任されているわけである。

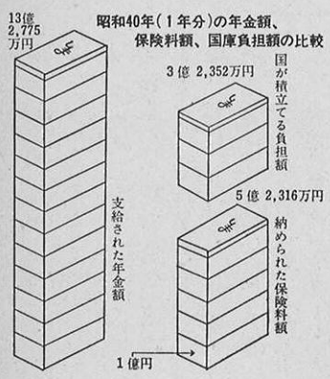

さて、昨年、十月の国勢調査によると熊本県の人口（二〇才～五四才）は七八万人であるから実に六〇％が国民年金の加入者で県下最大の年金制度となっている。これらの加入の推進、受付は市町村が所掌しているが、この加入率は四十年度末では九八・六％で全国平均を上廻っている。

しかし、まだ約二万人の未加入者がおり特に三十五才以上の者は昭和四〇年度分から保険料を納めないと年金を受けるための最短資格を満すことができなくなり年金をうけられなくなるので、一日も早く加入手続をして国民年金の保険料を四〇年度から納入しなければならない。それで今年はこの人達の適用に市町村では懸命の努力を続けている。

拡がる地域共同組織

国民年金は、厚生年金や共済年金と異なり地域強制社会保険であって、地域住民が自主的に届出をしたり、保険料を納付するたて前であるから、地域の世話人を長とする共同納付組織の存在が絶対的に必要となっている。そのほか、国民年金の被保険者は、それぞれ職業も収入形態もちがうし個人で納付したのでは大変なムダがあるので共同で保険料を納入しようという動きが生れ、住民の自治組織が母胎となって、自発的共同組織となり、現在ではその数も六、五〇〇をこえ、市町村の協力者として保険料徴収や広報など献身的な働きをしている。

またこの共同納付組織は、婦人会、町内会、区長、納税組合などいろいろの自治組織からなっており、種々雑多であるので、これらを部落（町内）単位に国民年金組合として、統一するよう県では指導している。こうして共同納付された保険料は役場で国民年金手帳（この手帳の番号は他県に移っても変らない）に国民年金印紙を貼付し消印を押す（これを検認という。）ことによって始めて保険料が納入されたということになり、（この印紙の手数料は三％である）検認された割合を「検認率」と呼び、保険料収納成績を言い表わしている。

本県の四〇年度未検認率は九五・八％で全国第九位であった。これはひとくちにいって市町村が指導するこの地域共同組織の燃えあがる協力の賜である。

県下を見ると、都市や山間の町村で低率なもが一〇％位ある。低率の原因をみると転出しているものを放置していたり、真に負担能力がないものをやはり放置している場合が多い。国民年金では保険料が納入困難な人に対しては申請すれば所得状況を審査して保険料を免除できる制度があり、毎年七月末までに社会保険事務所に申請書を進達する。また生活保護世帯は法律上保険料を納付することを要しないとされておりこれを法免と言っている。これらの免除者は本県では一八・七％で全国平均より高い。年金額は

保険料を納めたものの三分の一しかないし、また、この人達こそ老人となってから年金が必要であるから何とか保険料を納めて年金権を擁護する必要があると県では呼びかけている。

母子福祉センターから 火葬場まで

「ゆりかごから墓場まで」という言葉があるが国民年金の保険料は市町村に還元融資されて「子供を生む施設」の母子福祉センターから火葬場の建設費まで利用され「ゆりかごから墓場まで」よりはば広く住民福祉に大きく役立っている。熊本市老人福祉センターや国民宿舎の盛況ぶりはひろく知られている。

被保険者の納めた保険料は、国がその半額を負担してつけ加え、将来の年金給付に備えて積立てているが（従って国民年金事業に要する経費はこの保険料から支出されず国の一般財源から支出されている。）この積立金の一部は、病院、診療所、保育所、児童館、プール、体育館、国民宿舎、母子センター、老人ホーム、火葬場など国民の福祉向上に直接役立つ施設の建設資金（年利六分五厘）として貸し出されている。県下でもこの融資によって作られた施設は、昭和三六年以来一四三件に達し融資額も一二億円に及んでいる。

この還元融資のほか市町村が国民年金の窓口であり加入や保険料徴収にたずさわっているので、毎年これに事務費交付金が交付されており、昭和四〇年度の交付率は平均六四％であった。給与の高い市町村、仕事の進め方が順調でない市町村は交付率が低いという結果がでている。

国民年金は法第四条によって物価、生活水準にしたがって五年毎に年金額と保険料を改訂することとなっており、昭和四一年度は第一回の改訂期であるので前国会で年金額の大幅引上げが行なわれた。つまり、制度の中心である老令年金は二五年納めた場合の年金額を夫婦で一二万円に引き上げ（納めた月に二〇〇円をかけると年金額がでる）。障害年金、母子年金等も引き上げられ年六万円の最低保障額がきめられた。

現在の平均余命、年金額から計算しても平均して約一〇倍の年金が受けられることとなった。また、障害年金はすべての障害（一級又は二級の）が対象として含まれることと改正（従来は外部障害全部と内部障害は結核、精神のみ）され、

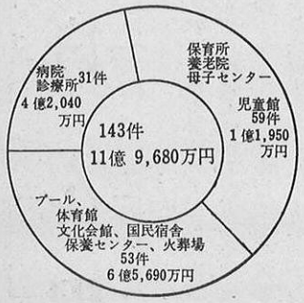

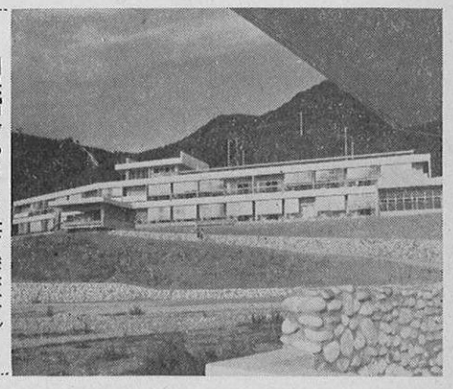
国民宿舎あまくさ荘（天草町）

事後重症（障害が認定された日に一級又は二級でなくてもあとから悪くなって一級又は二級に該当すれば障害年金がでる。）も認められ、保険料も障害が認定された日の属する直近の基準月（基準月は四、七、十、一の四回）まで納めておけばよくなった、等の大改善があったので、保険料も四二年一月から三四才までは二〇〇円（四一年一二月まで一〇〇円）三五才以上は二五〇円（四一年一二月まで一五〇円）となった。なお、国民年金には「基準月」という整理時期があるので、障害年金も母子年金もこの基準月に保険料が納付されていないと支給されないことを注意しなければならない。

国民皆年金運動へ

国民年金は保険料の半額を国が負担することになっているので、他の公的年金より有利でありそれだけ大きな貯蓄性をもっているが、このような大きな国庫負担をするのは、国民の平均寿命がどんどん延びているし、若い人はどんどん他県に出て昔の家族制度は変ってきたし、また、交通事故、成人病などの事故が多発しているから、国民が老後の支えになる年金、不測の事故に備える年金を国と国民が作りあげていこうというしくみが必要だからで、これは世界各国同じように強制社会保険のしくみをとっている。

特に国民年金ができていわゆる「国民皆年金」の体制ができたので、従来たとえば厚生年金は同じ会社に二〇年勤めなければ年金は出なかったが、今後は会社を移っても合計二〇年あればよいし、また国民年金と合計してその期間が二五年あればよいことになった。この期間の合計を通算と言い、その通算によって支給される年金を「通算老令年金」というのであるが、この二五年も現在三五才以上の人は期間が短縮されている。

こうして五四才以下の県民は必らずどれか国の年金制度に属し、また年寄りになってから年金を支給されるしくみとなったわけであるから、自分が老後になってどの年金制度から年金をうけるか、検討し、必らずどの制度からか所得保障をうけるようにする必要があるので、熊本県の国民年金推進協議会が中心となり県民皆年金運動が起っている。